

公 告

次のとおり事後審査型一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

令和6年2月19日

公立大学法人熊本県立大学 理事長 白石 隆

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品

ドラフトチャンバー 一式

(2) 調達に係る事務を担当する部局の名称及び場所

熊本県立大学事務局総務課財務班

郵便番号 862-8502

住 所 熊本県熊本市東区月出三丁目1番100号

電話番号 096-321-6607

MAIL : zaimu@pu-kumamoto.ac.jp

(3) 調達物品の仕様及び数量等

仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和6年(2024年)3月29日(金)

(5) 納入場所

熊本県立大学環境共生学部西棟2階第2DC室

熊本県熊本市東区月出3丁目1番100号

(6) 入札方式

ア この入札は、紙入札方式であり、入札書等は別に示す様式により作成すること。

イ この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型一般競争入札であるので留意すること。

ウ この入札は、郵送入札により行い、開札の際には入札参加者(または代理人)の立会いは行わないこととする。

(7) 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 最低制限価格

無(この入札は、最低制限価格を設けない。)

(9) 入札保証金

免除する。

(10) その他

入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

2 入札参加者の資格に関する事項

次の（1）から（6）までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
- (2) 熊本県内に本店、支店又は営業所等を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 入札の時点において、公立大学法人熊本県立大学取引停止等措置要領（平成19年11月14日制定）による取引停止等の期間中でないこと。
- (6) 仕様書の内容を満たしていること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び入札に関する事務を担当する課等の名称

1 (2) の入札・契約担当部局

(2) 仕様書及び様式等

熊本県立大学ホームページ（「総合案内」>「法人総合案内」>「入札情報」）からダウンロードすること。

(3) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の提出

公告の日から令和6年2月22日（木）午後5時まで

1 (2) に記載のメールアドレスあてに、電子メールで提出すること

イ 質問に対する回答

質問書を受理した日から起算して2日以内の日から令和6年2月20日（火）まで熊本県立大学ホームページ（「総合案内」>「法人総合案内」>「入札情報」）にて閲覧に供する。

(4) 開札の日時

日時 令和6年3月1日（金） 午前9時

(5) 入札の方法

ア 入札書を1 (2) に記載の場所に令和6年2月29日（木）午後5時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

なお、郵送の際は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中

封筒の表に調達件名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達件名を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

イ 代理人が入札する場合、入札書には、入札に参加する者の商号又は名称及び代表者氏名、代理人であることの表示並びに代理人の氏名を記載して、代理人が押印するものとし、併せて委任状を提出しなければならない。

ウ 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札候補者が決定しない場合は、再入札を行う。

なお、再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 2以上の意思表示をした入札

ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 落札候補者の決定方法

開札後、予定価格の制限の範囲内で、かつ、有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。この場合において、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより、落札候補者を決定する。

なお、落札候補者が落札者として決定されず、次に落札候補者となるべき者が同額入札により複数いる場合は、落札者として決定されなかった落札候補者を除いて、くじにより落札候補者を決定する。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出

落札候補者は、2に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

競争入札参加資格確認申請書及び条件の全てを満たしていることを確認できる資料

(2) 提出期限

令和6年2月29日（木）午後5時まで

(3) 提出場所及び提出方法

1 (2)に記載の場所に、4 (2)の期限までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(4) 競争入札参加資格の確認及び落札者の決定

落札候補者の競争入札参加資格が認められたときは、落札候補者を落札者とし、その旨を落札者決定通知書により通知し、入札結果は、落札者の決定後に熊本県立大学ホームページにて公表する。

落札候補者の競争入札参加資格がないと認められたときは、落札候補者に対し競争入札参加資格確認通知書によりその旨を通知し、次に低い価格を提示した者から順に競争入札参加資格が確認できた最初の者を落札者とする。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約締結期限

落札決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約しようとする者は、次の（ア）及び（イ）のとおり、落札金額の100分の10以上の金額（国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権）、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第2条に規定する有価証券、銀行又は法人経理責任者が認めるその他の金融機関等に対する定期預金債権、その他法人経理責任者が確実と認める金融機関の保証でも可）を納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書を提出したときに還付する。

（ア）納付期限 5 (3) の期限

（イ）提出場所 1 (2) の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

（ア）契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

（イ）契約しようとする者が、過去2年の間に本学、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことの証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

- a 提出書類 契約保証金免除申請書（様式5）
- b 添付書類 （ア）の場合にあっては、履行保証保険証券
（イ）の場合にあっては、履行証明願（書）、契約書の写し
- c 提出期限 5（3）の期限
- d 提出場所 1（2）の入札・契約担当部局

6 その他

- （1）入札、契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （2）入札に参加する者は、入札説明書その他関係規程を承知のうえ、入札すること。
- （3）入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者情報その他本学の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- （4）本入札に参加するために必要な書類の作成及びこれらに係る付帯作業に要する一切の費用は、すべて入札に参加する者の負担とする。